伊方原発をとめる会 規約

- 1条(名称) 本会は、「伊方原発をとめる会」と称し、事務所を松山市内に置く。
- 2条(目的) 本会は、伊方原発をとめること、自然エネルギーへの転換をはかること を目的とする。
- 3条(活動)本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1)講演会、集会、学習会などの開催
 - (2) ニュース、パンフレットなどの作成、配布などの宣伝活動
 - (3) 伊方原発訴訟への支援
 - (4)署名活動、首長・議会等への請願など
 - (5) ホームページの開設、運営
 - (6) その他

4条(会員及び総会)

- (1) 本会は、本会の目的に賛同する個人や団体の会員によって構成する。
- (2)総会は、会員(個人会員及び団体を代表する者1名)によって構成する。
- (3)総会は、年一回以上開催し、共同代表、幹事及び監査を選出し、経過報告・決算、活動方針・予算その他重要事項を決定する。

5条(役員並びに幹事会など)

- (1) 本会に共同代表を置く。
- (2) 本会には50名程度の幹事を置く。
- (3) 幹事会は会の活動を決定し執行する。
- (4) 本会に会計を置く。
- (5) 本会には2名の監査を置く。監査は会計を監査し、総会で報告する。
- (6)総会または幹事会の決定に基づき、事務局を置く。事務局員の中から事務局長 及び事務局次長を置く。事務局員は、幹事会の決定に基づき必要な事務を行う。
- (7) 本会は、総会の決定にもとづき顧問を置くことが出来る。

6条(財政)

- (1) 個人会員は年間一口1,000円以上(学生は500円)、団体会員は年間一口3,000円以上、とする。
- (2) 広く寄付金を募る
- (3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- ※ 本会の設立年月日は2011年11月3日とする。

2012年 9月9日改正 2020年11月1日改正

【事務所】 〒 791-8015 愛媛県松山市中央2丁目23-1平岡ビル201 電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991 メールアドレス ikata-tomeru@nifty.com